令和５年度

危機管理マニュアル

～学校園における子どもたちの安全のために～

令和５年４月

岸和田市立山直北小学校

【１】学校における危機管理について

＜危機管理に関する学校の方針＞

①児童の命を守る
②児童・保護者の心を守る
③学校に対する社会的信用・信頼を守る

＜対応の原則＞

さ・・・最悪の事態を考えて
し・・・慎重に
す・・・素早く
せ・・・誠意を持って
そ・・・組織的に対応

山直北小学校は１８７２年に創立され、昨年度１５０年を迎えた歴史と伝統があり、地域に大切にされている学校である。校区には、幹線道路が通り、工場や郊外型商業施設や新しい住宅も増えてきた。場所によっては、農地も多く残っていて最寄り駅から離れているため、防犯面では比較的落ち着いている地域といえる。ただ最近は不審者情報も増えてきた。また、村中の細い道路が、自動車の抜け道としてよく使われることや坂道が多いことから、地域の交番と連携を図りながら交通安全には特に気を付ける必要がある。

また、PTA での日々の見守りや老人会の安全見守り、市民協での危険箇所点検等も、連携して行っていただいている。加えて２年前より、事業所（JFE 継手（株））による青色パトロールも実施され、放課後の安全見守りが強化されている。

学校では、毎年児童と校区の実態に合わせて、緊急時の一斉下校訓練や避難訓練（火事・地震）を行っている。また、近い将来起こると言われている「南海トラフ大地震」に備え、地震により家屋や電柱の倒壊等により通学路が大変危険な状態になり、児童だけで下校させるのが困難である想定のもと、スムーズな引き渡しができるようにする為に、保護者の理解・協力を得ながら、昨年度初めて「引き渡し訓練」を実施した。不審者対応についても、警察と連携しながら教職員対象の不審者対応訓練を実施し、いざという時に適切な対応が取れるよう日頃から意識しておくことが重要であると考え、昨年度「不審者対応訓練」を実施した。今後は児童へも不審者対応訓練を行うことで、日頃から児童と教職員の共通理解を図って参りたい。本年度は、昨年度の反省点を活かした「引き渡し訓練」「不審者対応訓練」を継続実施していく。

学校教育活動にかかわる危機には様々なものがあり、対応はそれぞれ異なる。そのため、「危機管理マニュアル」を作成し、事故等が発生した際には、教職員が的確に判断し、対応できるよう教職員の役割を明確にするとともに、児童生徒等の安全確保に必要な事項を、あらかじめ全教職員が共通に理解しておく必要がある。また、保護者や地域、関係機関にも周知するなど、事前の安全確保の体制整備が大切となる。

そして、危機管理マニュアル作成後も、作成したマニュアルが実際に機能するかどうか、訓練の結果を踏まえた検証・見直し・改善を繰り返していくことが重要である。

【２】事前の危機管理

（１）学校の体制整備

１．安全管理体制や施設設備の整備・安全点検

①自衛消防組織

総指揮	校長
副指揮	教頭
指揮係	防災担当（２０２３年度　松清実夢）
通信連絡係	教頭　首席
避難児童管理係	各学年主任
防護安全係	土井（南校舎）、竹尾・中村か（東校舎）東海林（中央校舎）
救助係	各クラス担任、支援学級担任、通級担当、各担任の先生
消防工作係	吉田（栄養教）神楽所（校務員）
搬出係	吉岡・谷（事務）
救護係	中・小島（養護教諭）

②火災・地震時の任務内容

係　名	火災時の任務	地震時の任務
指揮係	自衛消防隊の指揮及び総指揮･副指揮の補佐	左に同じ
通信連絡係	１．消防機関への通報及びその確認 ２．校内への通知及び避難状況の把握	１．出火防止の呼びかけ ２．情報収集体制の早期確立
避難児童管理係	１．児童の安全確保 ２．消防隊到着時の児童の事故防止	左に同じ
防護安全係	１．残留者の救出 ２．使用中の電気・ガス・危険物などの安全処理（防火扉の開閉など）	左に同じ
救護係	避難終了後の捜索	左に同じ
消防工作係	火災の初期消火	左に同じ
搬出係	非常持ち出し品の搬出及びその管理	左に同じ
救護係	負傷者の応急処置	左に同じ

③予防管理組織

防火管理	消防担当責任者		火元責任者（管理者空欄は校務分掌による）	
	場　所	係　名	場　　所	管　理　者
校長	東校舎	教　頭	理科室１・２	平松
			家庭科室	竹尾
			音楽室１・２	中村か
			図工室	村田
			訓練室	戸根
			家庭科作業室（旧コンピュータ室）	竹尾
			放送室	中村か
			少人数３・５	中嶋
			支援学級教室	各担任
			作業室	神楽所(校務員)

校長	東校舎	教　頭	相談室	大塚
			英語ルーム①	土井
	中央校舎		３年・４年・５年・６年教室、少人数４・６	各担任、東海林
			校長室	校長
			保健室	中（養護教諭）
			会議室	大塚
			職員室	教頭
			児童会室	稲本
			倉庫	神楽所(校務員)
			ＯＡ室・印刷室	吉岡
			通級教室	新宅
			更衣室　男	大塚
			更衣室　女	中
	南校舎		１年・２年教室	各担任
			多目的室Ｉ	教頭
			図書室	中嶋
			英語ルーム②	土井
	体育館	体　育	体育館	大川
	体育倉庫	体　育	体育倉庫	大川
	給食室	給　食	給食室	吉田
	幼稚園舎	教　頭	職員室・保健室・保育室・リズム室	各担任

④施錠・解錠の方法

〇登校・下校時間以外、校門はすべて施錠されている。来校者は、インターホンを通じて職員室に解錠の旨を伝える。職員室で判断ののち、解錠をする。

⑤来校者の受付

〇来校者は職員室で受付けを行い、検温をした後、「来校者」の名札を付けてもらう。

⑥通学路の安全点検

〇通学路地図に各自の通学経路を記入して学校・家庭で保管し、緊急時に活用できるようにしておく。

〇安全点検については、毎月行う。月１回行う登校指導時に、ＰＴＡおよび職員が確認を行い、教頭に報告する。

⑦校内の安全点検

〇校舎内、体育館、運動場、遊具の安全点検については、毎月１回行う。
職員が確認を行い、担当者がとりまとめたものを管理職に報告する。児童の安全を脅かすような箇所があれば、安全が確認されるまでは使用禁止し、学校管理課と連携しながら早急に対処する。

⑧保護者・地域・関係機関との連携体制の構築

○４月当初、非常変災時（地震発生時、Ｊアラートによるミサイル発射情報発信時、気象警報発令時）の対応をプリントで家庭に伝えておくと共に、緊急時の下校先と下校方法を学校・家庭で確認しておく。
○緊急時、保護者への連絡は、メールサービスを利用し、また、町内放送で呼びかけてもらう体制を整えておく。
○下校時には、正門前で地域のボランティアの方が立って見守りをしてくれている。また、地域の老人会も見守り活動してくれている。
○事業所（ＪＦＥ継手株式会社）による青色パトロールを放課後行う。

⑨地震や台風等風水害の災害応急対策に伴う職員動員体制について

分類	配備体制要件	参集職員数	職員
警戒態勢	災害のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき （例：震度４、気象警報等）	市教委の指示があった場合（管理職）	校園長・教頭
Ａ号体制	小規模の災害が発生したとき（例：震度４、津波警報、気象警報等）	管理職並びに校園長の判断する教職員 （職員の４分の１）	校長・教頭・首席・学年主任・幼稚園主任等
Ｂ号体制	中規模の災害が発生したとき （例：震度５弱以上、津波警報※２、特別警報等）	管理職並びに校園長の判断する教職員 （職員の２分の１）	校長・教頭・首席・学年主任・幼稚園主任・養護教諭・担任・防災担当等
Ｃ号体制	大規模な災害が発生したとき （例：震度６弱以上※３、大津波警報※２、特別警報等）	管理職並びに校園長の判断する教職員 （全職員）	全職員

※１ 岸和田市地域防災計画（平成 29 年４月）の災害応急対策編［配備体制］を参考に、職員動員体制の整備を図る。
※２ 津波警報や大津波警報が発令された場合の参集場所については、各学校園の実情に応じて、安全で適切な場所をあらかじめ決め全教職員で共有しておく。
※３ 震度６弱以上の地震が、早朝・夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合は、自宅や家族の安全を確認したうえで、参集の連絡がなくても所属校に参集するなど、各学校園において事前の体制整備に努める。

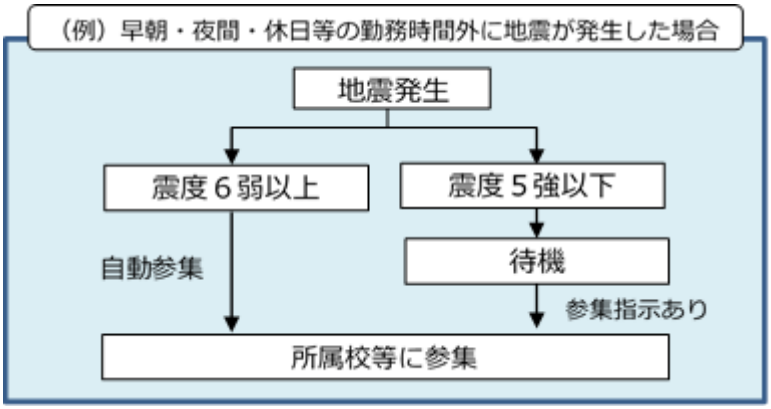

（２）安全教育・研修・訓練に関すること

１．子どもの発達段階に応じた指導計画

①避難訓練では、事前指導を丁寧に行い、必ず低学年を優先するなど徹底指導する。
また、併設幼稚園の二次避難場所として小学校運動場を設定し、集合時訓練を行う。
その際、自分より小さい子への対応も指導する。
・避難訓練は危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割の確認を行うと

ともに、児童生徒等が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。

・事前にどのような危険があるのか、何から避難するのか、各危険に対してどのような避難行動をとればよいか、どの時機で避難行動をとることが望ましいか、明確にしておく。
・学校環境や周辺の地形等の特性、岸和田市作成のハザードマップ等を基に、具体的に避難場所や避難経路を設定し、避難計画を立て危機管理マニュアルに位置付けておく。
・訓練は授業中だけを想定せず、休憩時間中や清掃中等、児童生徒等が分散している場合や教職員が近くにいない場合、放送設備が使用できない場合なども想定して実施。
・幼稚園児や怪我等により自力で避難できない児童生徒等、支援を必要とする児童生徒等が、安全に避難できるように避難方法や経路などを検証する。
・消防法第８条に基づき、防火管理者を定め消防計画を作成し、消火・通報及び避難の訓練を実施する。
・各地域の警察署・消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により訓練の検証、危機管理マニュアルの点検・改善につなげたりする。

②教職員、保護者、ボランティア等の研修

毎年、水泳指導の前に心肺蘇生法の講習を教職員対象に行う。また防災主担者は、不審者対応の研修を実施し、全職員・安全見守りの方も含めて周知する。その内容等をお便り等で保護者に知らせていく。

③校内での食中毒等の発生を防ぐため、学級活動における食品の取り扱いについて職員間で共通理解しておくとともに、給食当番の衛生指導の徹底を図る。

④アレルギーの児童に対する対応を共通理解しておく。エピペン使用の体験研修、除去食についての岸和田市の対応を理解し、アレルギー献立表の見方、本校の対応の理解徹底。

⑤交通ルールについての指導は、毎年行う「交通安全教室」で徹底する。

⑥普段の登下校時の安全についての指導を行っておく。「いかのおすし」の徹底を図る。

⑦適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

〇学校の管理下における熱中症事故のほとんどが体育・スポーツ活動によるものだが、クラブ活動、屋内での授業中、登下校中にも発生している。また、暑さにまだ慣れていない暑くなり始めの時期にも、湿度等の条件が重なることにより事故が発生しているため、この時期から適切な措置を講じていく。

〇新型コロナウイルス感染症対策の国の方向転換により、基本的にはマスクを外すのが望ましいが、マスクの脱着については個人の判断を尊重した学校生活を送れるように配慮していく。また、日常生活においても、換気や十分な距離の確保等の配慮をしながら、教育活動を行っていく。

〇体育の授業及び運動部活動時にはマスクの着用は不要だが、感染対策のため間隔を十分に確保する等の配慮をする。

【３】個別の危機管理
（命を守る）

【方針】

1．児童生徒等の安全確保・生命維持最優先
2．冷静で的確な判断と指示
3．適切な対処と迅速正確な連絡や通報

◎事故等発生時の対応の基本

１　事故等発生時の対応の基本

（１）事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制

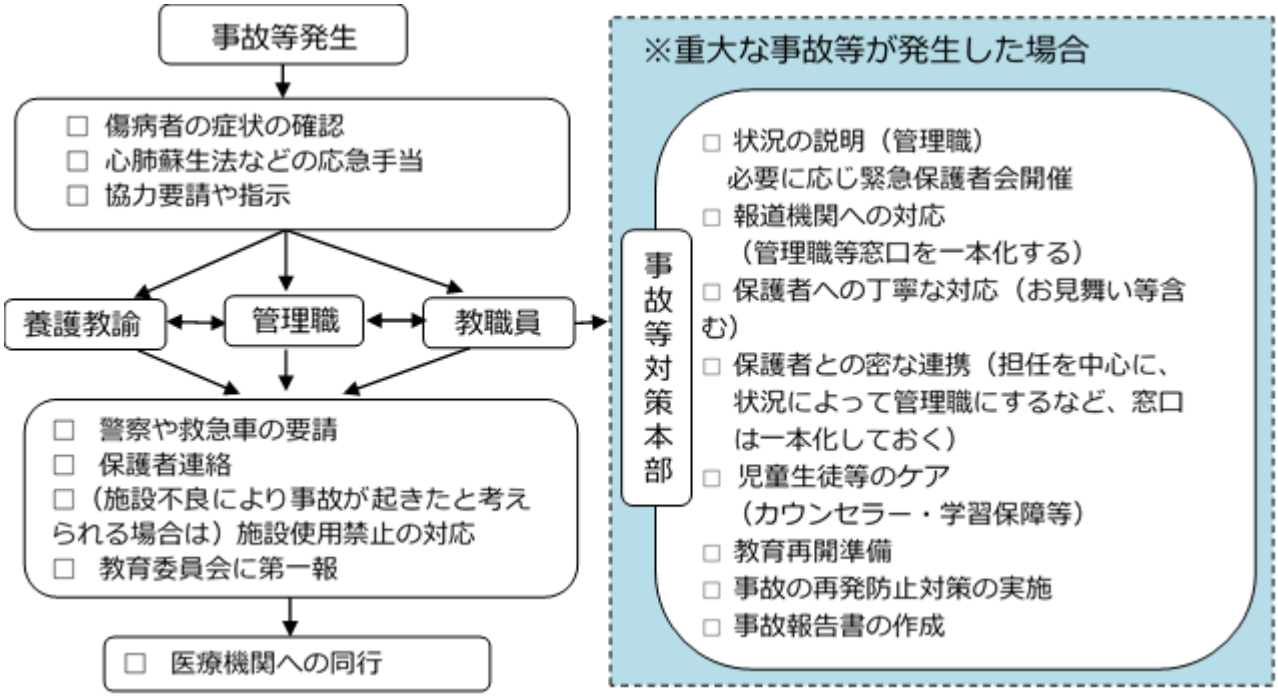

（２）応急手当を実施する際の留意点

・事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。
・生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも被害児童生徒等の救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
・教職員は事故等の状況に動揺せず、周囲の児童生徒等の不安を軽減するよう努める。
・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜メモを残す。また、病院搬送後の治療を迅速に行うためにも、事故が起きた場所を写真に撮っておくことが有効である。
・病院搬送の場合は、可能な限り事故の詳細を把握している職員や管理職が同行するようにする。また医療機関においては、可能な範囲で医者の診断を聞いておくことも、事後にまとめる報告書を作成するときに有効である。

（３）被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

・当該保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
・事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。
・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。
・事故の説明や検証に向けて、必要に応じて状況が分かる写真等を撮っておくことが有効である。
・事故等発生の時間により、被害児童生徒のきょうだい児を一緒に帰宅させる必要があるかどうか等様々な配慮ができるよう冷静に対応する。

（４）登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

・登下校時や学校外での学習時、部活動時など、教職員体制が通常と異なる場合の事故対応や連絡体制を整備しておく。事故等発生時には、発生場所へ向かい、児童生徒等の安否を確認する。
・校外での活動を行う際は、事前に活動場所の状況や気象状況等を十分に把握しておく。
・修学旅行等におけるグループ活動時や教職員から離れて活動する場合等は、児童生徒等から教職員への報告体制および保護者等への緊急連絡体制を整備しておく。
・校外マラソン大会や部活動の遠征時など、ＡＥＤ使用の可能性がある場合、事前に設置箇所を確認したり、持参したりするなどの対応をとる。

一次救命処置の手順

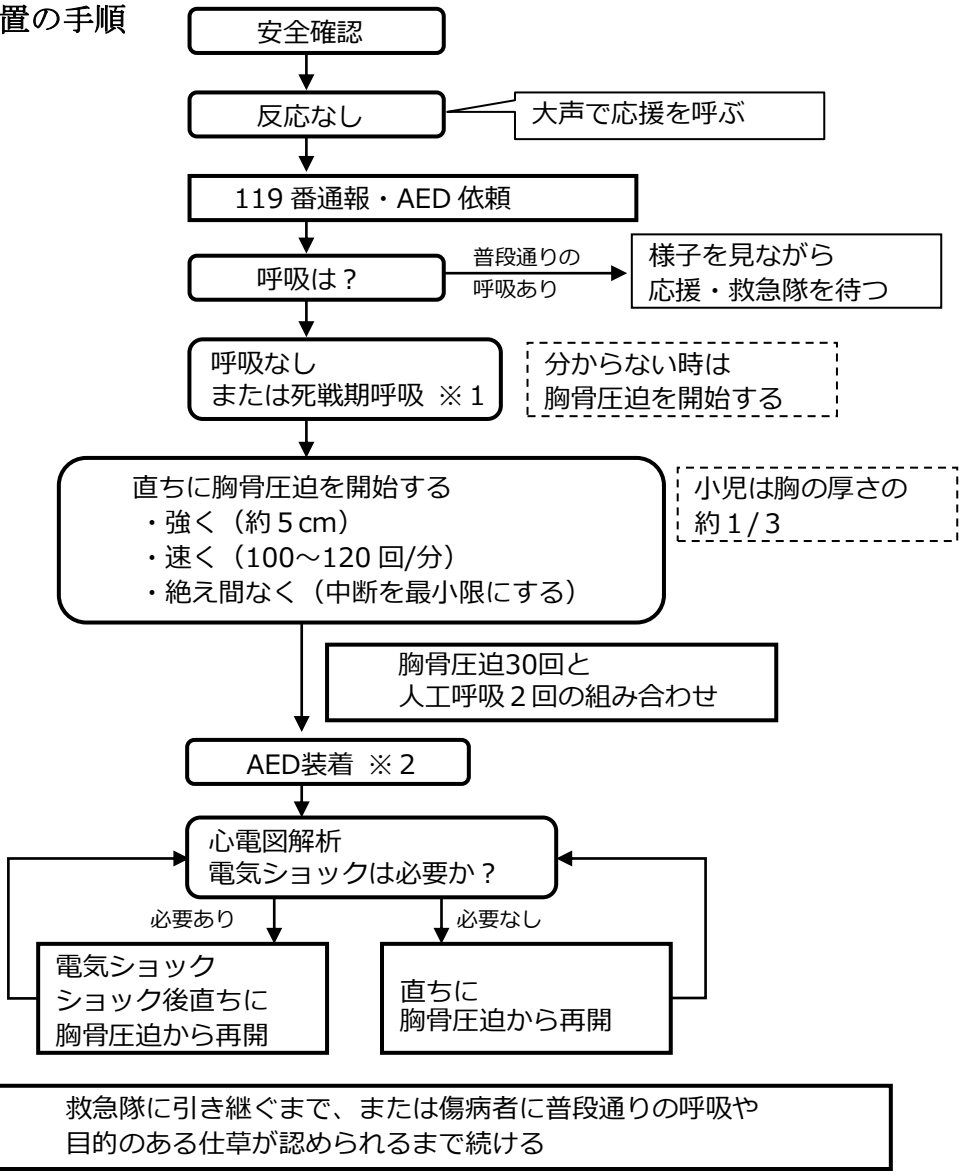

※１【死戦期呼吸】
心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも注意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生と AED 装着を実施する必要がある。

※２【AED の使用】
AED の使用方法については、教職員研修等を通じて事前に知識・技能を身に付けておく。

２　様々な事故への対応→「９番」という放送で迅速に対応

【頭頸部外傷への対応】

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動等を伴う競技での、転倒や投げ技により、地面や畳、床等で頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることや、友人同士のトラブル等での転倒・頭部強打（※）により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頚髄・頚椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

１．頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。部活動においては競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことが重要である。無理な練習や施設設備の不備等がないように注意する。また、友人同士のトラブル等、日ごろからしっかりと児童生徒の人間関係を観察し、トラブルが起こらないように未然防止が必要である。

２．頭頸部外傷事故発生後の対応について

事故発生
↓ ※すぐに立たせない
意識障害の有無
↓ あり
救急車要請・搬送

＜留意点＞
・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
・頭部打撲の場合、その後、６時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。
・頚髄や頚椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

【不審者対応】

関係者以外の学校への立ち
↓
不審かどうか　チェック
↓ 正当な理由なし
退去を求める　対応　①
↓ 退去しない
通報する　対応　②
↓
児童生徒等の安全を守る　対応　③
↓
負傷者がいるか　チェック
↓
応急手当などをする　対応　④
↓
事後の対応や措置をする　対応　⑤

不審者侵入への事前の対策
・登校後、門は閉門または施錠しておく
・門に案内板を設置する
「ご用の方は職員室へお越しください」
・来校者用の名札（来校者名簿の記入）
・校内巡視の強化
・防犯訓練・防犯教室等の実施
（さすまた等の使用方法の理解）

※校内に入れず、正門外で対応する。

①部外者が学校へ立ち入った場合

ア、不審者かどうかを判断する（判断のポイント）

〇声をかけて、用件をたずねる。

〇順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入ったりしていないか。

〇不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

〇凶器や不審な物をもっていないか。

イ、用件が明らかで正当な場合は、校長室に案内する。

ウ、正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。また、対応する際は、身を守るために１メートルから１．５メートル離れる。

〇素直に応じた場合でも、再び進入する恐れがないかを見届ける。

エ、次のような場合は、不審者として「１１０番」通報する。

〇受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。

〇退去の説得に応じようとしない。

〇暴力的な言動をする。

オ、児童等に危害を加える恐れがないか判断する。

〇凶器や不審な物をもっていないか。また、言動に注意する。

カ、児童等に危害を加える恐れがあると判断した場合は、別室に案内し隔離すると同時に警察に「１１０番」への通報や教職員の緊急連絡、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う。

〇暴力的な言動がある場合には、教職員自身の安全のため距離をとり、暴力の抑止に努める。

〇隔離や暴力の抑止が困難である場合は、直ちに全教職員で組織的かつ迅速に児童等の安全を守るための具体的な対応を行う。

キ、警察・教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等に情報を提供する。

②不審者情報が入った場合

ア、警察以外からの情報については、警察に真偽を確認するとともに、正確な情報の収集に努める。

イ、警察、教育委員会、他の学校と連携し情報交換を行う。

ウ、学校の出入り口の監視、警察への巡回要請、保護者等地域の関係者への協力要請、通学路の安全確保を行う。

エ、児童等への状況説明や集団下校を実施する。保護者に緊急メールでお知らせする。校区内で起こった場合は、プリントでもお知らせする。

オ、安全確保が困難な場合は、臨時休業について教育委員会と協議する。

【事故・大けが発生時】→「９番」という放送で迅速に対応

①発見・通報

ア、被害の拡大防止に努める。

被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況を迅速に把握し、応急処置、避難・誘導、防御等により被害の拡大防止に努める。

イ、直ちに警察署、消防署へ通報する。

被害者（負傷者）が生命の危機にかかわるような緊急時には、第一発見者が携帯電話等を活用するなどして直ちに警察、消防署に通報する。なお、校内に救急車が入ってくる時は、全児童の動きに注視しながら対応する。

＜児童が発見した場合＞

近くの教職員に知らせ、教職員が通報する。

＜教職員が発見した場合＞

正確に状況を把握し、通報した後、近くの教職員に応援を要請する。

＜保護者・地域住民からの通報により確認した場合＞

教職員が発見した場合と同様の対応をする。

ウ、被害者（負傷者）の保護者へ連絡する。

被害者（負傷者）の保護者には、把握した情報を速やかに連絡し、学校の対応等を説明するとともに、処置についての意向を打診し、必要に応じて学校または病院に急行してもらう。また、必要な場合には、ＰＴＡの役員等に協力を要請し、被害者（負傷者）及び保護者に対して校（園）長、教頭及び関係職員は誠意をつくすとともに、継続的に対応する。

エ、教育委員会への報告

発生状況を速やかに教育委員会へ報告（第一報）し、その後、逐次状況を報告する。また、事件・事故発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応するには限界がある。そのような場合には、学校だけで抱え込まず、教育委員会に職員の派遣や報道機関への対応などについて支援を要請する。

②全教職員による対応

日頃から学校の実情に応じて教職員の役割分担を明確にしておき、事件・事故発生時には校（園）長、教頭のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって対応する必要がある。

＜役割分担＞

〇担任・担任団・養護教諭・・・被害者・被害者の保護者への対応

〇教務主任・・・保護者への連絡、ＰＴＡ等関係者への連絡

〇生活指導主担・・・加害者への対応、

〇事務職員等・・・電話対応、記録等

〇管理職・・・情報整理、指示命令、教委連絡、関係諸機関との連携

尚、出張等で係が不在の時でも機能するように係が重複するなどの工夫をする。

ア、現場へ急行する

〇要請を受けた教職員は、複数で現場へ急行し、被害者（負傷者）・加害者の有無、周囲の状況を把握する。

〇負傷者に対しては速やかに応急処置をし、加害者に対しては状況を見極めながら行動を抑止する。

〇教職員は児童等の安全を確保するとともに、必要に応じて防御用具等を使用して、警察官が到着するまでの時間を確保する。

〇状況を校（園）長等へ報告する。

イ、校内放送等により児童等を安全な場所に避難させる。

〇報告された情報をもとに、必要に応じて校内放送等により児童等を安全な場

所に避難させる。（体育館・運動場）状況によっては児童を教室に待機。
〇複数確保している避難経路を教職員が安全確認をしたうえで、事件・事故現場に近づかないような経路を指示する。
〇危険の回避後は､他の教職員と連携して児童等の動揺をしずめるようにする。

ウ、二次的な被害（ＰＴＳＤ等）を防ぐ
事件・事故現場を児童等が目にしないように現場から遠ざけるなどの対応を状況に応じて行う。また、児童の心のケアを最優先に考え、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣要請を学校教育課担当へ行う。

エ、児童等の人数確認をする
〇学級担任、学年主任等が中心となって避難した児童等の人員を確認し、校（園）長、教頭に報告する。
〇不明者がいた場合には、校（園）長、教頭の指示のもと、担任以外の教職員等が複数で捜索する。

③報道機関への対応
ア、情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化＜校（園）長、教頭＞し、複数で対応する。

イ、事件・事故の状況、経緯、今後の対応等について可能な範囲で誠意をもって対応する。

ウ、関係者のプライバシーには十分配慮する。
※記者会見は、教育委員会と連携を取りながら、できるだけその日のうちに行う。

【火災発生時】

① 非常サイレンを鳴らして非常事態の発生を知らせる（教頭）
静かに放送を聞くように指示をする。

②放送で火災が発生したことを知らせる。
入り口を開ける
窓を閉めるように指示をする。
電気を消す
家庭科室、理科室などでは火を消す。

③避難開始
ハンカチで鼻・口を押さえて、担任の誘導で並んで避難する。

④集合・点呼　→　人数確認
学年ごとに現状報告（担任→学年主任→教頭）
支援学級児童は、学級担任が引き継ぐ
（留意点）
・放送をしっかり聞き、「お（押さない）・は（走らない）・し（しゃべらない）も（もどらない）」を守って行動する。校舎を出たら駆け足。ただし、中庭は走らない。

・避難するときは、ハンカチを口に当て、火元の近くをなるべく通らないようにする。
・火元から離れるため、集合場所を体育倉庫前にする。集合したら担任がいなくても、静かに素早く整列出来るようにする。
・校舎内にいる児童は、上靴のまま避難する。
・教室の電気を消す。
・低学年が優先
・教師は児童出席簿を持って出る。
・火災時は窓を閉める。廊下の窓も確認する。
・集合後の態度（立たない、しゃべらない、砂で遊ばない等）を徹底させる。
・誘導責任者
　　授業中：授業実施中の教職員
　　自習中：補欠教員または隣接する教室の担当教員

【気象災害時】

【気象警報等発令時の学校園対応】（岸和田市教育員会　令和４年７月改訂）

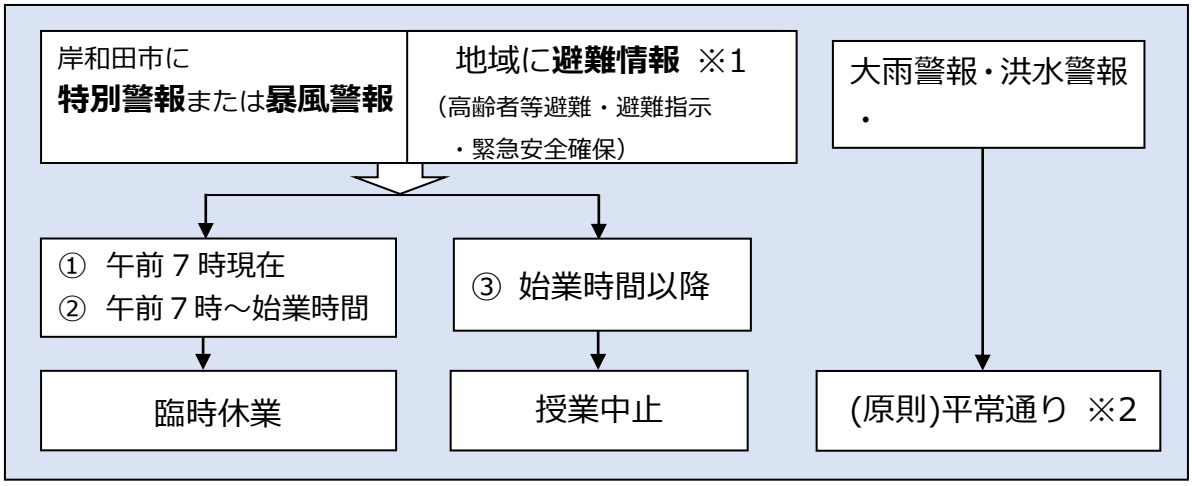

※１地域に避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)が出ている又は出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。
※２児童生徒等の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業（市教委に事前連絡）、授業（保育）時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

【気象災害への対応上の留意点】

・気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
・学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。停電等により保護者と連絡がとれない場合も想定して、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく。
・学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
・各学校園においては、『岸和田市地域防災計画』（平成29年4月）を基に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させる。

＜積乱雲が近づくサイン＞
真っ黒い雲が近づいてくる、雷の音が聞こえてくる、急に冷たい風が吹いてくる　など

危険を予知し、適切に判断・行動する

・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
・下校前の場合は、情報を収集し、必要に応じて児童生徒等を待機させる（保護者に学校の対応を連絡しておく）
・雷鳴が聞こえた場合の安全確保について、児童生徒等自身が適切に行動できるように指導しておく（姿勢を低くする、屋内に避難する、高い木の近くは危険であり、最低でも木から２m以上は離れておくことなど）。

【地震発生時】

①非常サイレンを鳴らして非常事態の発生を知らせる（教頭）
　「机の下に隠れる」「扉を開ける」などの的確な指示を出す。
②放送で、地震（およびそれに伴う火災）が発生したことを知らせる。（教頭）
　放送をよく聞く。
③避難開始
　担任の誘導で並んで避難する
　窓を閉める
　教室の電気を消す
④集合・点呼　→　人数確認
　学年ごとに現状報告（担任→学年主任→教頭）
（留意点）
・放送をしっかり聞き、「お（押さない）・は（走らない）・し（しゃべらない）
・も（もどらない）」を守って行動する。校舎を出たら駆け足。ただし中庭は走らない。
・火元の家庭科室から離れ、なおかつ建物から離れるため、体育倉庫から１０ｍほど離れ、砂場よりに集合する。
・校舎内にいる児童は、上靴のまま避難する。
・教室の電気を消す。避難経路確保のためドアを開ける（地震）児童が廊下に並んだら窓を閉める（火災）
・低学年が優先。
・教師は出席簿を持って出る。
・事前指導用ビデオ「地震！そのときあなたは！」を視聴し、避難時の行動や訓練に真剣に取り組むことの大切さなどを指導する。
・集合後の態度（立たない、しゃべらない、砂で遊ばない等）を指導する。
・頭を保護しながら非難するように指導する。フードをかぶる時の注意もあわせて指導する。
・誘導責任者　→　授業中：授業実施中の教職員
　　→　自習中：補欠教員または隣接する教室の担当教員

＜教職員対応の留意事項＞

ア、地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニックに陥らないよう適切な指導をする。

◆余震が続くことがあるが、時間の経過とともに落ち着いていくものであることを理解させる。

◆大地震の後は、混乱に乗じ人を惑わす各種のデマが飛び交うのでラジオ・テレビ・警察消防等の確実な情報の入手に努める。

◆地震・津波・余震等の推移に関する情報は、刻々気象庁や管区気象台等から発表されるので情報の入手に努める。

イ、慌てたり、走ったり、出入り口等に殺到し将棋倒し等による事故を防ぐための指示を徹底させる。

ウ、障がいのある児童等には、実情にあわせて介添え者を決めておく。また、歩行が困難な児童等については、保護措置について十分配慮する。

エ、新入学・低学年児童については集団行動から逸脱することのないよう把握に努める。

オ、保護者への連絡に努める。

カ、下校については、校長は帰宅途中の安全を確認したうえ、地区・班別等の方法により一斉下校させる。職員はマニュアル通り、校区内パトロールを行う。

キ、地震がおさまっても、校区内の家屋等の倒壊が著しく、また火災が発生し混乱が生じている場合は、児童等に帰宅させることが危険なので、直接保護者に引き渡す。
※年度当初に提出した「緊急時の家庭連絡カード」に記入した方に引き渡す

ク、留守家庭や被害の大きい家庭等では、児童を直ちに引き取ることができないと予想されるので、学校で最後の一人を保護者に引き渡すまで児童を保護する。

【台風等風水害発生時】

① 台風による警報が出されたことを受けて、迅速安全に下校させる。

②避難開始

・下校の旨を、保護者にメールで配信。内容説明のプリントを準備
・放送で全児童に知らせる（各クラスの担任は、訓練通りに行うことを確認する）
・校区内のポイントに、担当職員が移動
・チビッコの児童のうち、兄弟と下校する児童以外をチビッコに行かせる
・高学年が低学年を迎えに行き、順次下校開始
・残った児童の下校を、職員とともに開始
・職員で校区内パトロールを行い、下校状況を把握し危険箇所の確認をする

＜教職員対応の留意事項＞

ア、風水害に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニックに陥らないよう適切な指導をする。

イ、慌てたり、走ったり、出入り口等に殺到し将棋倒し等による事故を防ぐための指示を徹底させる。

ウ、障がいのある児童等には、実情に併せて介添え者を決めておく。また、歩行が困難な児童等については級友の助力等の保護措置について十分配慮する。

エ、下校は、校長は帰宅途中の安全を確認した上、迅速に安全に一斉下校させる。

オ、児童等に帰宅させることが危険な場合は、直接保護者に引き渡す。この場合、引き渡しカード等により記録しておく。児童を直ちに引き取ることができないと予想されるので、学校で最後の一人を保護者に引き渡すまで児童の管理にあたる。児童の家庭への引き渡し方については事前に家庭に知らせておく。

【食中毒・感染症（コロナウイルスを含む）の発生時】

※食中毒および感染症等発生時の連絡体制

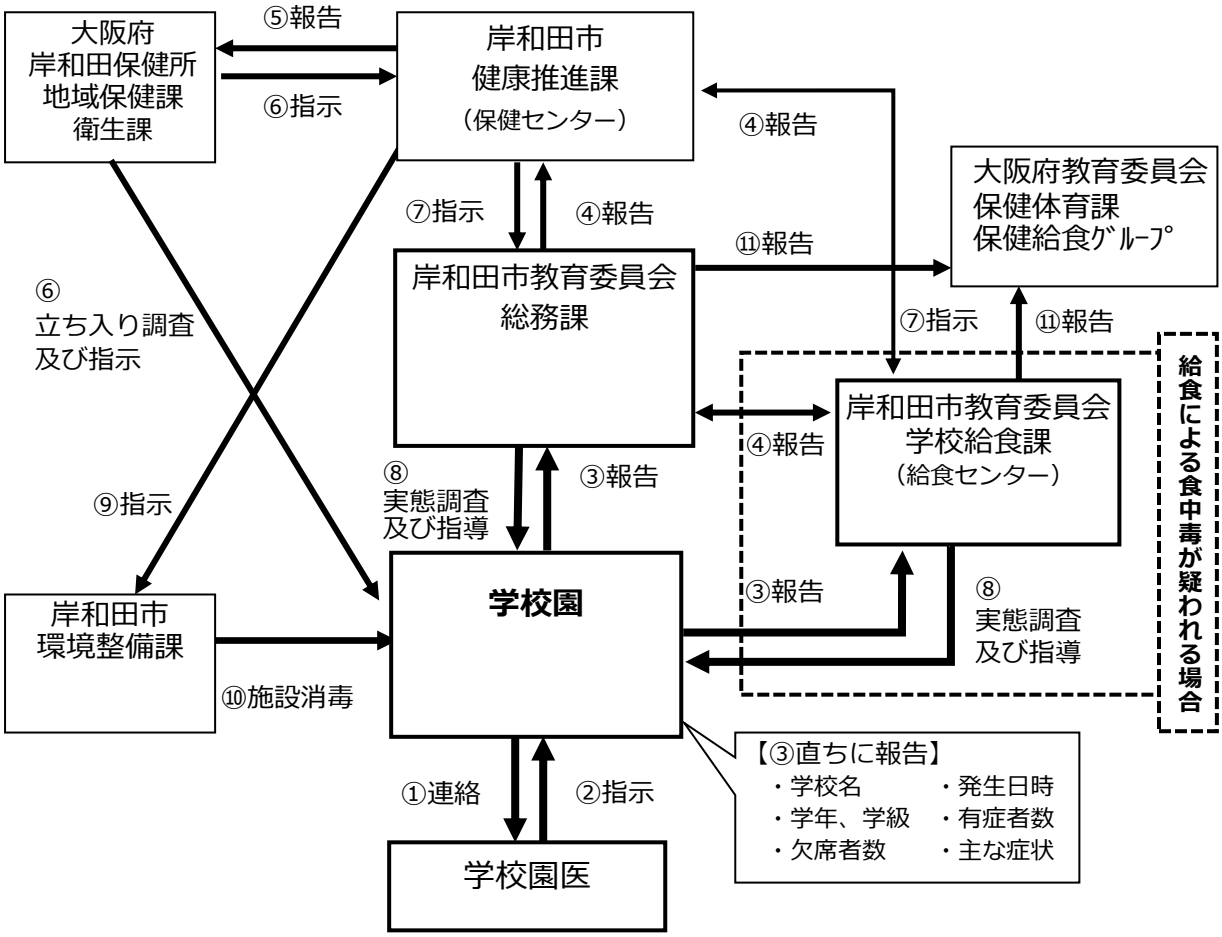

①状況の把握

・児童の状態を把握（担任・養護教諭）

・養護教諭は、児童の安全を確保し、管理職・保健主事と協議し、事態に応じて校医及び保健所に相談する。

・担任は、保護者に連絡し、現状を伝えるとともに、事前の健康状態について情報を得る。

・管理職は、教育委員会に状況報告をする。

②対処

・緊急を要するときは、救急車を要請し、医療機関に搬送。養護教諭がつきそう。

・緊急でないと判断した場合は、保護者の迎えを要請する。

・担任団は、学級児童等の対応をし、不安感を与えないようにする。

・管理職は、校医及び保健所の指示に従い、伝染病のおそれがないと認められるまで、出席停止の指示を出す。教育委員会に対応状況・結果を報告する。

・教職員全体への説明は必要に応じて行う。
・ＰＣＲ検査結果が陽性と判明じた時は、速やかに下校させ、感染防止に努める。
その時に備え、年度当初、保護者に対して「コロナ陽性者生起時の緊急下校対応カード」の提出を求め、教職員にも緊急下校体制を周知しておく。

③留意点
・集団発生の場合は、学校全体の被害者数の把握、児童の症状把握、受診時の医療機関の把握などを行う。
・必要に応じて、保護者への文書による報告や説明会を開くなどする。
・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
・再発防止に向けて、指導の徹底を図る。
・コロナ陽性者に対する偏見や差別が生起しない様、事前・事後指導を確立しておく。

【食物アレルギーの事故発生時】

※アレルギー症状への緊急時の対応手順

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因物質を食べた（可能性を含む）

原因物質に触れた（可能性を含む）

発見者＝観察
① 子どもから離れず観察
② 助けを呼び・人を集める
③ エピペン®と内服薬の準備を指示

その他の教職員＝準備・連絡等
役割分担
・エピペン®とAED、内服薬の準備
・エピペン®とAEDの使用・介助
・保護者への連絡
・記録や他の児童生徒等への対応 等

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断する！
迷ったらエピペン®を打つ！ただちに１１９番通報をする！

全身の症状
□ぐったりしている
□意識もうろう
□尿や便をもらす
□脈が触れにくい
□唇やつめが青白い

呼吸器の症状
□喉や胸が締め付けられる
□声がかすれる
□犬が吠えるような咳
□息がしにくい
□持続する強い咳き込み
□ゼーゼーする呼吸

消化器の症状
□我慢できない腹痛
□繰り返し吐き続ける

上記の症状のうち、一つでも当てはまる場合

① ただちに、エピペン®を使用
② 救急車を要請（１１９番通報）
反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生→ＡＥＤ使用

反応なし、呼吸なし

・ ○ぐったりしている・・仰向け、足15~30cm高くする。
○吐き気・嘔吐・・・・嘔吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける。
○呼吸が苦しく仰向けになれない・・上半身を起こし、後ろに寄りかからせる。

【その他の留
③ その場で安静にする（立たせたり、歩かせたりしない）
④ その場で救急隊を待つ
⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

・観察の開始時刻やエピペン®の使用時刻、5分毎の症状や内服薬を飲んだ時刻を記録しておく。
・学校で症状が回復した場合でも、数時間後に再度、症状が出る場合があるので、保護者に迎えに来てもらう。状況を説明したうえで、医療機関の受診を勧める。
・緊急性が低い場合は、内服薬を飲ませ、保健室または安静にできる場所に移動させる。5分ごとの症状を注意深く経過観察し、症状に応じて速やかに医療機関を受診したり、救急車を要請したりする。

【参考】『学校における食物アレルギー対応ガイドライン』（大阪府教育委員会 平成29年2月）
『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 平成30年11月改訂）
『岸和田市学校給食の食物アレルギー対応に関する教育委員会の方針』（岸和田市教育委員会 平成30年2月）

①状況の把握
・児童の状態を把握（担任・養護教諭）
・養護教諭は、児童の安全を確保する。
・管理職・保健主事と協議のうえ、救急車を要請し、医療機関に搬送する。
・担任は、保護者に連絡し、現状を伝えるとともに、医療機関に同行してもらう。
・管理職は、教育委員会に状況報告をする。

②対処
・緊急を要するときは、救急車を要請し、医療機関に搬送。養護教諭がつきそう。
・緊急でないと判断した場合は、保護者の迎えを要請する。
・職員は、学級児童等の対応をし、不安感を与えないようにする。
・緊急を要する場合、管理職は、エピペンを使用する。

③留意点
・必要に応じて、保護者への文書による報告や説明会を開くなどする。
・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
・誤食等の再発防止に向けて、指導の徹底を図る。

【交通事故、行方不明・誘拐発生時】

①状況把握
・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

②対処
・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生活指導担当・首席・教頭・校長）
・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認する。
・保護者と連絡を密にし、問題の解決を図ると共に、保護者の思いに寄り添い支える。
・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
・関係諸機関との連携
　・病院・警察・消防・近隣学校・幼稚園・チビッコ・PTA・各町会及び市民協議会
　（安まちメール　　子ども９９番　　地域安全マップサービスシステムの更新）
・必要に応じ、緊急対策本部の設置。

③留意点
・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に

銘じる。
・被害児童の安全を第一に考える。
・他の子どもの安否を確認する。
・町内放送やメール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
・情報の集約・必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
・マスコミ対応を協議する。
・他児童へのケアと今後の指導の検討

【近隣での凶悪事件発生時】

①状況把握
・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。

②対処
・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生活指導担当・首席・教頭・校長）
・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認する。
・子どもが不安を感じないように指導支援。
・保護者への連絡を行う。メール配信及び文書作成。
・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
・下校の方法について検討し、子どもの安全を第一に考え、一斉下校か、保護者への引き渡しかを決定する。
・関係諸機関との連携
　・警察・消防・近隣学校・幼稚園・チビッコ・PTA・各町会及び市民協議会
　（安まちメール　　子ども９９番　　地域安全マップサービスシステムの更新）

③留意点
・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
・被害児童の安全を第一に考える。
・町内放送やメール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
・情報の集約・必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
・マスコミ対応を協議する。
・児童へのケアと今後の指導の検討

【犯行予告・脅迫電話発生時】

①状況把握
・事故や事件の一報を受けた際、情報を正確に把握する。
・保護者・地域・他の児童などから広く情報を得る。
・職員全体での共有を図り、事態の内容に合わせた対応についての共通理解を図る。
②対処

・把握した情報をもとに、対応の手順を整理する。（生活指導担当・首席・教頭・校長）
・教育委員会に報告し指示を得る
・どのように対処するか、職員全員に知らせ共通理解し、役割分担の確認する。
・校長は、教育委員会に状況報告を行う。
・関係諸機関との連携
　病院、警察、消防、近隣学校、幼稚園、チビッコ、PTA、各町会及び市民協議会
　（安まちメール　　子ども９９番　　地域安全マップサービスシステムの更新）
・必要に応じ、緊急対策本部の設置。

③留意点
・突発的なことだけに、冷静で落ちついた対応・誠実な対応が求められることを肝に銘じる。
・被害児童の安全を第一に考える。
・他の子どもの安否を確認する。
・町内放送やメール配信での呼びかけの検討は慎重に行う。
・情報の集約・必要に応じて、保護者への説明会を開くなどする。
・当該児童の人権やプライバシーを侵害しないように配慮する。
・マスコミ対応を協議する。
・他児童へのケアと今後の指導の検討

【４】保護者への引き渡し

①待機の場所
　原則、教室、体育館で行う。地震の関係で校舎が使用できないときは運動場。

②集合のさせ方（年２回計画している「一斉下校指導」で訓練しておく）
・教室の場合：兄弟姉妹の下の子のクラスに集める。
・体育館の場合：地区別・町別にかたまって座り、兄弟姉妹ごとに集める。
・運動場の場合：地区別・町別にかたまって座り、兄弟姉妹ごとに集める。

③対応の仕方
・必ず「緊急時の家庭連絡カード」（オレンジ色の用紙）に記載された方（保護者の方）に引き渡しをする。代理の方に引き渡す場合は、保護者と直接連絡が取れた時に限る。「近所の子や親戚の子も一緒に」という場合も、保護者と連絡が取れた場合に限り、引き渡しをする。
・担当の職員は複数体制で、最後まで責任をもって付き添う。
　「引き渡しカード」に署名してもらう等、記録をつけておく。
・保護者連絡は、メール、町内放送、電話。使えない場合のことを想定して、児童の家庭への引き渡し方については事前に家庭に知らせておく。
・被害が大きく連絡がつながらない場合も考えられるので、直接学校へ迎えに来てもらえるよう、事前にお知らせ等で知らせておく。

④その他
・「第２回引き渡し訓練」を実施し、教職員の動きや保護者の動線への課題等を検証し修正を加える。本年度中に実施可能なら「第３回引き渡し訓練」を実施する。

【５】事後の対応

事件・事故が発生した場合は、速やかな情報の整理と児童等への説明や保護者、報道機関への情報提供などが必要となる。

①「事件・事故対策本部」の設置

迅速かつ的確な緊急の対応を行うためには、情報を収集、分析し、対応方針を決定したりする機能を持つ組織（事件・事故対策本部）が必要となる。学校は、緊急時に事件・事故対策本部をどのように編制するかについて、事前に決定しておき、緊急時に直ちにその組織が機能するようにしておく。

＜事故・事件対策本部＞

＜本部＞【校（園）長、教頭】

・全体の状況把握と必要な指示、把握
・組織活動の推進（対応指示、調整）
・教育委員会への報告、支援要請
・警察、消防等関係機関との連絡・連携
・保護者や報道機関等への対応

※教育活動の一時停止など残された児童等への対応を適切に行うことで、児童等の動揺を防ぎ、関係機関・団体と連携して児童や保護者が不安にならないように配慮する。

＜渉外班＞【教務主任】

・適宜状況把握・連絡・広報の準備、情報の集約
・記録（日時を追って、事件・事故の発生後の経緯を克明に記録しておく）
・報告の準備

＜情報班＞【生活指導主担、事務職員等】

・事件・事故状況の把握
・地域の安全状況の把握
・学校の安全状況の把握
・問題点の整理

＜救護班＞【養護教諭】

・負傷者の実態把握・応急手当実施・救急車の搬送記録
・学校医、医療機関等の連絡・連携
・その後の経過把握・心のケア着手（臨床心理士等との連携）

※頭部及び腹部への負傷が予想される場合は、後で症状が出ることがあるので帰宅後も経過状況を把握する。

＜教育再開班＞【教務主任、学年主任、教科主任、学級担任】

・学習場所の確保
・学習用具の確保
・実態に即した学習指導計画の作成
・緊急の安全対策実施
・警察、消防等関係機関との連絡・連携

＜再発防止対策班＞【安全担当、養護教諭等】

・安全管理の充実策の検討
・危機管理マニュアルの改善
・施設設備の充実改善
・安全教育の充実対策
・保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討・改善

②児童等への説明、並びに保護者及び報道機関への情報提供

ア、児童等への説明

児童等には、心理面に負担を与えないよう細心の注意を払い、緊急集会等で全体指導したり、学年学級等で事件・事故の状況を説明するなど適切に指導する。

イ、保護者等への情報提供

保護者には、緊急保護者会などで迅速かつ正確に情報提供を行っていくことが重要である。その上でＰＴＡや地域の関係者等と協力し、児童の安全確保や教育活動の円滑な実施を図る。

〇連絡や報告を速やかに行い、保護者や地域の方々に学校として適切な説明責任（情報開示）を果たすように努める。

〇事件・事故の重大性を勘案し、保護者説明会等の開催や学校便りなどの広報の発行を行い、児童や保護者の不安を解消するように努める。

＜保護者説明会の内容＞

・事件・事故の概要（発生日時、場所、加害者、被害者、被害の程度等）
・第一に被害者への対応（応急手当、救急車、家庭訪問の状況等）
・今後の対策(お見舞い、心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携）
・協力依頼（校内や地域のパトロールなどの支援活動）

ウ、報道機関への情報提供

〇情報の混乱を避けるため、組織として窓口を一本化＜校（園）長、教頭＞し、対応は複数で行う。

〇事件・事故等の発生状況や経過、負傷者の状況、緊急に実施した措置などを整理し、適宜提供する。

〇個人情報や人権等には充分配慮して情報を提供する。

〇取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも必要である。

③教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施

事件・事故の発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取り組みや対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

② 報告書の作成

事故報告書は、学校管理規則に基づいて作成し、教育委員会に報告する。

⑤災害共済給付等の請求

学校の管理下での事件・事故については、日本スポーツ振興センター法の規定により災害共済給付が行われる。所定の様式で作成し、必要な証明書を添付して請求する。

※日本スポーツ振興センター・学校管理下における児童等の事件・事故災害に対し、災害共済給付（医療費、傷害見舞金及び死亡見舞金の給付）を行っている。

【６】支援が必要な児童における留意点

①障がいに応じた伝達方法を本人に伝え、十分理解させておく。
（警報など大きな音で、緊張が高まる児童、自分だけでは判断しにくい児童）
②避難の仕方を個々の児童に理解できるよう指導しておく。
（通常学級担任、各支援学級担任が、連携して指導する）
③ 保護者や医療機関との連携をとる。
④（保護者への引き渡しに関して、保護者への説明を丁寧に行い、いろいろな場合を想定して準備しておく。また、医療機関との緊急対応が必要な児童は在籍していないが、エピペン所持の児童に関しては、保護者と十分話し合っておく。

※【ミサイル発射情報が発信された場合の対応】

大阪府にＪアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応については、別紙により全職員共通理解のもと、事態に応じた安全指導を行うとともに児童の安全確保に努める。

【７】新たな危機事象への対応

【1】Ｊアラートによるミサイル発射情報への対応 （岸和田市教育委員会　平成29年11月）

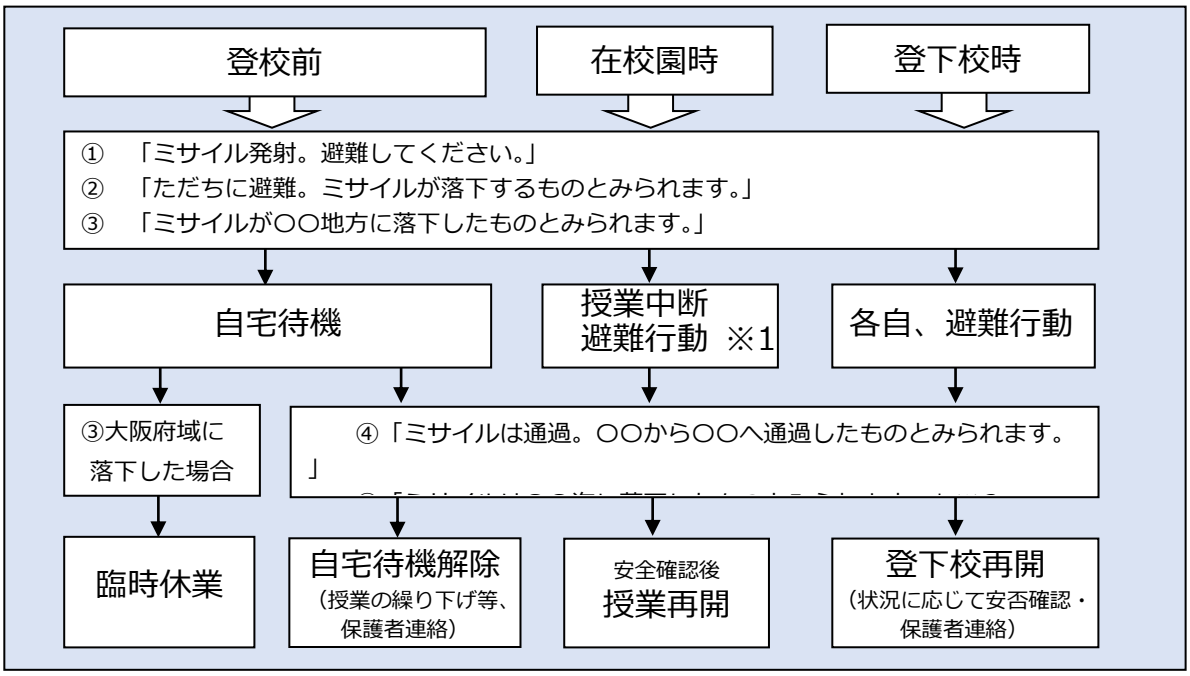

※１　学校にいる場合の避難行動等の留意点

・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
・テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

※２　登下校時の避難行動等の指導上の留意点

・学校か家、近い方に向かう。
・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

※３　上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。